

輸出用GAP 農場用 管理点と適合基準【穀物】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書は名称がパブリックコメント募集時の輸出用GAPからJGAP Advanceに変更になっています。

AdvanceはBasicを包含しており同じ管理点番号を使用しています。そのため、Basicについてもこの対応表にて兼用させていただきます。Advanceのみの項目は、注1)欄にて“●”で示す。

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
1	7.3	必須	遺伝子組換え作物の販売	-	会員	遺伝子組換えは国内の生産者にはほとんど関係ないので一つの管理点にまとめたらどうか。	23.3にまとめた。	23.3
2	9.13、9.14、9.15	必須	用途限定米の区分、用途限定米の販売、食用不適米穀の処置	-	指導員	用途限定米穀、食用不適米穀は関係ない生産者も多く、特に海外には関係ないので一つの管理点にまとめたらどうか。	10.3にまとめた。	10.3
3	15.3.1	努力	連作障害の防止	-	農場	連作障害を防ぐ工夫としては、輪作や土壌消毒などが考えられ、そちらの管理点にまとめたらどうか。	連作障害の防止の管理点は削除した。管理点3.1の取組例「①例えば、輪作による連作障害の防止を考慮している。」、3.1.1の輪作の計画、24.1.1の取組例「太陽熱消毒による連作障害の予防」とした。	3.1 3.1.1 24.1.1
4	16.1.1	必須	農産物取扱い工程で使用する水の安全性	-	指導員	青果物が大腸菌不検出でよいとしているので穀物もそろえたらどうか。	青果物同様、「大腸菌不検出であることを確認している。」とした。	16.1.2
5	17.2.4.1	必須	精米施設の区分け管理	-	指導員	機密性というと陽圧管理などしないといけないのか、他の場所から異物が入ってこないことを求めればいいのではないか。	表現を修正した。	17.5
6	23.5	必須	異品種混入の防止	-	指導員	パブコメ版では自家採種や収穫の際の異品種混入防止の管理点が不足しているように見受けられる。	適合基準で混入防止をする工程を限定するのではなく、生産工程全部に渡って混入防止に対応する書き方とした。それだけでは分かりにくいので取組例に具体例を載せた。	23.4
7	9.1	必須	商品への表示	-	指導員	「出荷する商品には、出荷する国の法令に従って、以下の表示事項の内、その商品に必要な表示を行っている。」 ここは、「出荷する商品には、出荷する国の法令に従って表示を行う」とした方がよい。 また、トレーサビリティの要求なので、「農場内・農場外」のトレーサビリティを要求する必要がある。	下記の5つの表示を行っているとした。 ① 品名 ② 原産地 ③ 内容量(密封された容器包装の場合) ④ 農場名 ⑤ 調製ロットが特定できる表示	10.1.1
8	24.1.4	重要	土壌残留の考慮	-	会員	土壌処理農薬だけでなく通常の散布による農薬でも問題が起こる可能性があるようだが。	土壌処理農薬の限定をはずした。 管理点の名称も「残留農薬の後作への考慮」とし、取組例を充実させた。	24.1.4